

# 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 有識者等委員会 開催経緯及び議事概要

## <目次>

第1回	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	有識者等委員会	1
第2回	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	有識者等委員会	4
第3回	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	有識者等委員会	7
第4回	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	有識者等委員会	10
第5回	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	有識者等委員会	13

注1：審査における公平性確保の観点から、応募グループの実名称は伏せて審査をしました。

注2：本議事概要では、各委員からの発言は全て“委員”で表記しています。

注3：本議事概要では、応募グループの固有のノウハウに係る部分は省略しています。なお、応募グループの固有のノウハウ保護の観点から、本議事概要に関するご質問にはお答えできませんのでご了承ください。

注4：第5回有識者等委員会において、提案内容に関するヒアリングを実施しましたが、応募グループの固有のノウハウが多く含まれている為、ヒアリングの内容及び質疑応答は省略しています。

## 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 有識者等委員会（第1回）議事概要

日 時 平成29年10月31日（火）10時00分～12時00分

場 所 横浜第一港湾合同庁舎2階会議室

### 議事

1. 有識者等委員会について
2. 事業の概要について
3. 事業の手続きスケジュールについて
4. 実施に関する方針について
5. 事業者選定における総合評価について
6. その他

### 議事要旨

#### 1：有識者等委員会について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業有識者等委員会設置要領に関する資料を説明。根本委員を委員長に選出。安田委員を委員長代理に選出。

#### 2：事業の概要について

#### 3：事業の手続きスケジュールについて

#### 4：実施に関する方針について

#### 5：事業者選定における総合評価について

- 事務局 事業化までの経緯、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の概要（案）、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の手続きスケジュール（案）、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の実施に関する方針（案）、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する要求水準書（案）の概要資料、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の総合評価に関する資料を説明。
- 委員 本施設を木造とすることは技術的には可能であり、木材を積極的に使用する良い機会であるため、木造による提案を耐震安全性の分類のⅢ類に限定しない条件とすることとして再度検討されたい。
- 事務局 自転車置き場や内装は木材とすることを想定していたが、庁舎としては耐震性等から難しいと判断していた。再度検討したい。
- 委員 景観に係るガイドライン等の市からの要望は、民間収益事業だけでなく、本施設全体に係るという認識でよいか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 国のプロポーザル案件で、公募段階で許認可権者への事前相談を明記した事例は初めてである。市の担当者による対応に齟齬が生じることがないように、公平性の観点から事業者間での格差が生じない対応が必要ではないか。
- 事務局 市と協議を行い、公平性を担保できる方法について検討する。

- 委員 事業者が市と個別に事前相談するのではなく、市から事業者全員に向けた情報提供の場を設けることも考えられる。
- 委員 事前相談は事業者の任意とし、民間収益事業の実現性は事業者のリスクとして割り切ることがよいのではないか。
- 委員 民間収益事業（賑わい施設）について、商港区による規制はあるものの、市は賑わい創出を期待している。市から事業者に対してガイドラインの解釈を説明する機会を設けたうえで、事業者の任意による事前相談を受け付けることが考えられる。ガイドラインには細かな禁止事項は規定されていないことから、市の解釈や姿勢を伝えることは意義があると想定する。
- 委員 そこまで市から強い要望があるのであれば、民間のリスクが軽減され、事業者として提案がしやすくなるよう、市の要望を事業者へ提示する機会を設けることについて、事務局で市と協議されたい。
- 事務局 承知した。
- 委員 市は通常、民間の開発時に景観に係る協議・誘導を行っており、横浜市都市美対策審議会が事業計画を審査している。本事業においても、本委員会で選定された事業者の提案内容が横浜市都市美対策審議会です支障なく審査されるなど、実現性を担保することが望ましいが、そのような対応は可能か。
- 事務局 本事業はPFI事業であることから、事業に係る許認可等の取得は基本的に事業者の責任となり、実現性についても業績監視のなかで確認することとなる。
- 委員 景観デザインについては、本委員会での審査では、事業者と市との事前相談の結果を踏まえた提案かどうかは判断できるが、デザインの適切性については市の審議会に委ねざるを得ないと考えられる。対応については事務局で引き続き検討されたい。
- 事務局 承知した。
- 委員 第二次審査の対象者について、第一次審査で資格を有しているものは全員通過させるということでよいか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 第一次審査では、設計業務、建設業務に加えて運營業務での要件も求めるのか。
- 事務局 運營業務では、警備業法等に係る要件を求めている。
- 委員 各委員の採点範囲について、本事業が複合的な事業であることから、部会制ではなく専門外の分野でも評価いただきたいと考えている。また、加点（定性評価）の決定方法は、委員会全体の意思を反映できることから、合議としたいと考えている。
- 委員 賛成である。

6：その他  
特になし。

以上

## 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 有識者等委員会（第2回）議事概要

日 時 平成30年3月6日（火） 10時00分～12時00分

場 所 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室4

### 議事

1. 前回議事概要の確認及び報告事項について
2. 特定事業の選定について
3. 事業者選定基準について
4. 今後のスケジュールについて
5. その他

### 議事要旨

#### 1：前回議事概要の確認及び報告事項について

- 事務局 都市景観協議の所管である横浜市が、事業提案書作成説明会に同席し、説明する旨を報告した。

#### 2：特定事業の選定について

- 事務局 平成29年12月に閣議決定された平成30年度税制改正の大綱に関する法案が成立した場合のVFMの数値として報告した。

#### 3：事業者選定基準について

- 委員 セルフモニタリングにおいて、KPI（重要業績評価指標）を設定することが必要不可欠であるため、提案書作成要領の記載上の留意事項に明記することが望ましい。
- 事務局 承知した。
- 委員 BIMの採用については、施設整備でBIMを評価した上で、維持管理においてもBIMを活用する提案を評価すべきではないか。
- 委員 コスト管理や環境影響評価等、経営全体が共有できるようなツールとして位置づけると、事業全体に関わる事項であるため、事業全体のマネジメント方針の項目で評価することが考えられる。
- 委員 BIMの全面的導入、部分的導入で評価に濃淡をつけられるとよい。
- 事務局 承知した。施設整備の工事における品質確保に関してBIMを評価した上で、経営管理における事業全体のマネジメント方針の項目に事業全体を通じたBIMの活用手法の提案を追加する。
- 委員 記載上の留意事項に「検査官署の設備シャフト等」と例示しているが、幅広い提案を受けるためには表現を見直したほうがよい。

- 事務局 承知した。
- 委員 津波発生時には防災拠点として活動できる庁舎という認識でよいか。
- 事務局 そのとおり。災害時に応急対策活動を実施する官署も入居することから、評価基準に対応の必要性を明示している。
- 委員 民間収益施設については、事業として評価するだけでなく、庁舎と連携した空間形成による賑わい創出を評価する項目があると望ましい。
- 事務局 民間収益事業の項目では、事業の用途や継続性、安定性を評価することとし、庁舎を含めた全体の建築計画は施設整備の項目で評価することとしている。また、街の賑わいの創出における記載上の留意事項でも、民間収益施設その他、施設機能の提案がある場合には、活気ある街並みや賑わいの創出の観点から配置上の工夫についての考え方を記載することとしている。
- 委員 民間収益事業は独立採算とのことであるが、エネルギー消費量については、発注者側で民間収益施設の外皮計画を評価する等ある程度管理することがよいのではないか。
- 事務局 民間収益事業のコストは入札価格に含まれず、本施設とは別評価となるものと認識している。
- 委員 民間収益事業の事業収支計画の期間は、どのように設定しているか。
- 事務局 本事業の維持管理・運営期間と同様の10年で提示されることを想定しているが、敷地分割等の提案により、10年に限らず事業者の提案により設定できることから、様式のなかでもその旨を記載している。
- 委員 バックアップサービサーの評価について、選定企業の関連会社からの支援を例示している意図は何か。
- 事務局 複数のバックアップ体制が構築されていればよいので、当該記載は削除する。
- 委員 事業収支計画における資本コストの考え方はどのように評価するのか。
- 事務局 資本コストの多寡については入札額に反映されることもあり、評価基準において加点すると重複となることから、資本コストの多寡そのものを評価することは難しいと認識している。資本コストの考え方については、資金調達計画の提出は求めるものの、本事業のような官庁営繕のPFI事業ではほとんどが借入による調達で、借入と資本の比率は各事業者で差がつかないことが想定される。なお、融資の場合は借入れ条件の制約を受けるが、事業条件の変更に対しても柔軟に対応できるような資金調達手法であれば、発注者の負担も軽減されることから、柔軟な資金調達手法について評価を行うこととし

たい。

- 委員 柔軟な資金調達計画はリスク対応であり、資本コストの考え方とは切り離し、それぞれで評価すべきである。
- 事務局 承知した。資本コストの考え方と柔軟な資金調達手法は、個別に評価することとする。

#### 4：今後のスケジュールについて

- 委員 昨今、談合により指名停止措置をとる行政機関もあるが、本件ではどのように考えているか。
- 事務局 第一次審査資料の提出期限から開札までに指名停止となる場合は、入札に参加できないこととなる。

#### 5：その他

- 委員 本事業で発生が想定される埋蔵文化財への対応については、事業費にも影響することとなるが、事業者にはあらかじめ提示しているとの認識でよいか。
- 事務局 神奈川県が事前に試掘調査を実施しており、調査結果を入札公告時の参考資料として公表する予定である。また、横浜市教育委員会とも協議を実施しており、想定される埋蔵箇所の図面もあわせて公表することを予定している。

以上

## 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 有識者等委員会（第3回）議事概要

日 時 平成30年10月5日（金）～10月15日（月）

場 所 持ち回り開催

### 議事

1. 前回議事概要の確認
2. 事業提案における評価の進め方について
3. 提案概要について
4. 必須項目及び確認事項について
5. 加算点評価項目に関する提案内容及び確認事項について
6. 今後のスケジュール
7. その他

### 議事要旨

#### 1：前回議事概要の確認について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の有識者等委員会（第2回）議事概要（案）を説明。

#### 2：事業提案における評価の進め方について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の評価の進め方（案）を説明。

#### 3：提案概要について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の応募グループからの提案概要を説明。
- 委員 周囲に開かれておらず賑わいも生まれにくい施設であり、立地の良さを生かし切れていない印象を持った。
- 委員 周辺環境に対する配慮や新たな庁舎の在り方への提案が少なく、働く人にとっても楽しく安全な職場環境ではない印象を持った。より良い事業となるよう、事業者選定後も継続的な工夫を求めていくことが望まれる。
- 委員 容積率に余裕があれば、民間収益施設を大規模なものに誘導できないか。
- 事務局 地区計画による建物高さの制限等があり、指定容積率を目一杯消化できないうえ、容積率を消化しようとする平面プランの変更が必要となる。提案書や入札額の変更も難しく、現段階において大幅な変更は困難と考えている。
- 委員 民間収益事業として駐車場とコンビニエンスストアが提案されているが、両者は一体的な運用ではなく独立して実施するものか。その場合、コンビニエンスストアには駐車場は設置されないのか。
- 事務局 駐車場とコンビニエンスストアは、各々独立した事業として異なる企業が運営するものであり、コンビニエンスストアには駐車場は設置されない。
- 委員 民間収益事業としての駐車場は、赤レンガ倉庫の利用者を想定しているのか。

○事務局 赤レンガ倉庫の利用者に限らず、周辺の駐車場不足の緩和や新たな旅客ターミナル整備による利用者の増加に対応することが提案されている。

#### 4：必須項目及び確認事項について

○事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の必須項目チェックリスト（案）及び横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業確認事項への回答・その1を説明。

○委員 加算点項目 B-1 における景観に係る評価は、横浜市が策定する景観ガイドラインとは別の観点から行うものとの認識でよいか。

○事務局 事業者には景観ガイドラインを含む地域の計画を順守するよう求めているが、景観ガイドラインに基づく景観協議は、事業契約締結後に事業者と市で行うことから、本事業の審査ではガイドラインに基づく具体的な評価を行うわけではなく、記載上の留意事項で示した項目に基づき評価する。

○委員 本事業における審査と事業契約締結後に市で行う景観協議では時点が異なるため、国と市で事業者の提案に対する解釈の違いが生じ得るといふことか。

○事務局 そのとおり。

○委員 事業契約締結後の横浜市都市美対策審議会で、「市民に親しまれる施設とするように」など提案内容の変更を伴う意見が付される可能性がある。有識者等委員会において、全面的に評価するのではなく、「提案内容の実現には相当の工夫が求められる」などの限定的な表現を盛り込むことが考えられる。

○委員 建物の高さ制限や基礎免震の浸水対策など、一部の懸念事項については応募グループの対応が困難であることが想定される。大幅な設計変更が必要になる場合はどのように対応することになるのか。

○事務局 第二次審査資料の再提出は認められないため、応募グループには提案された事項の変更は行わない前提での基本設計等を進める中で確認することになる。

○委員 確認事項への回答・その1の内容を見ると、階高の変更や防潮板の設置等の対応が必要と思われるが、現段階でどのような回答を想定しているか。

○事務局 いずれの対応も現在の提案から追加費用が生じることが想定される。各対応の追加費用を比較したうえで、入札額の範囲内で実現性のある対応を選定するものと想定している。

○委員 津波や高潮に対して、がれきや木材などの漂流物対策が考慮されていないように見える。また、官用車庫は、テロ等が懸念される計画のようにみえる。庁舎としてのあり方について、設計意図を確認したい。

建物の高さに関する懸念事項に対しては、コスト面の課題はあるものの、ある程度解消できる可能性がある。どのように要求水準を満たすのか、応募グループに考えを確認してもらいたい。

○事務局 承知した。その他、応募グループに確認すべき事項があれば、確認事項として抽出してもらいたい。

5：加算点評価項目に関する提案内容及び確認事項について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の加算点項目評価表（案）を説明。
- 委員 加算点項目の評価ランクを決定するにあたり、先行して応募グループに確認している必須項目の確認結果についても把握しておく必要がある。応募グループから提出された確認事項の回答を各委員に送付する際、必須項目の確認状況もあわせて連絡いただきたい。
- 事務局 承知した。

6：今後のスケジュール

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の手続きスケジュール（案）を説明。

7：その他

特になし。

以上

## 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 有識者等委員会（第4回）議事概要

日 時 平成30年10月29日（月） 15時30分～17時30分

場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館 14階 災害対策本部室

### 議事

1. 前回議事概要について
2. 必須項目について
3. 加算点評価について
4. 今後のスケジュール
5. その他

### 議事要旨

#### 1：前回及び前々回議事概要について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の有識者等委員会（第2回）議事概要（案）及び横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の有識者等委員会（第3回）議事概要（案）を説明。

#### 2：必須項目について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業必須項目チェックリスト（案）及び横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業確認事項への回答・その1を説明。
- 事務局 応募グループから提出された提案書の内容について、要求水準の必須項目については、有識者等委員会（第5回）の開催前に応募グループへ「確認事項・その2」を送付して回答を得ることで、達成状況を確認する。

#### 3：加算点評価について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業加算点項目評価表（案）及び横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業加算点項目評価一覧（案）を説明。
- 委員 確認中の項目もあり、項目ごとに評価を確定していくことができないため、今回は、現時点で表示されている平均値を仮採点とする。

#### （1）経営管理

- 委員 アドバイザーがSPCの経営に参加しており、入札前にも関わらず現時点で出資額が合意され、協定書も締結し提出されていることが評価できる。
- 委員 SPCの収益性や配当の方法等も安全性が考慮されていることが評価できる。
- 委員 事業段階で各分科会による管理がされることや、事業終了の3年前から事業の引継ぎに係る対応が提案されていることが評価できる。
- 委員 保険付保の考え方について、要求水準を上回る多種による提案がされていることが評価できる。

○委員 想定されるリスクについて、関係者間で詳細に分担されており、事後対応ではなく予防する体制となっていることが評価できる。

## (2) 施設整備

○委員 今回の提案について、特に施設整備の点では、建物の圧迫感の軽減、通り抜けの視認性、庁舎としての動線の明快さ、フレキシビリティなどで建築設計上の魅力に乏しいことから、加算点として評価することが難しい。

○委員 周辺にクイーンの塔や赤レンガ倉庫がある施設として、親しみをもって工夫するといった提案がみられなかった。

○委員 評価の判断基準として、5段階のため特に問題のないものをⅢとし、懸念があるところはⅣ、Ⅴと下げたが、Ⅴを要求水準レベルとし、評価できる場合に加算点をつけるのであれば、他の委員の意見も踏まえ施設整備についてはすべて1段階評価を下げることにしたい。

○委員 応募グループの提案内容は、現状の内容のとおり実施されるのか。

○事務局 事業契約締結後における発注者と受注者の協議の結果、提案内容のうち望ましくないと判断される部分については、変更となる可能性はある。

○委員 本事業について、横浜市との協議の位置づけについて確認したい。

○事務局 横浜市都市美対策審議会でも、本委員会と同様に施設の景観等に係る意見が付されることも想定されるが、景観協議という行政手続きにおいて事業者が対応する。

○委員 横浜市都市美対策審議会での指導内容は、建物の色や外観のディテールであり、建物の全体構成や街並みとのコンセプトまでは踏み込まないため、本委員会としての意見を伝えたい。

○委員 審査講評の中に、応募グループの提案に対する要望や期待、懸念点を記載することで、契約締結後に配慮してもらえるようにしたい。

○委員 契約締結前に応募グループに対して要望等を伝えることが、要求水準の追加と解された場合、入札条件の変更となる可能性があるため望ましくない。このため、第5回有識者等委員会での応募グループへのヒアリングにあたり、あらかじめ委員から集約した要望等を事務局で確認事項として表現を整理し、事前に応募グループへ提示した上で、第5回有識者等委員会に臨むことにしたい。

○事務局 承知した。

○委員 本委員会での加算点評価は、最終的にはどのようなことに影響するのか。加算点は、契約金額等へも影響するのか。

○委員 総合評価落札方式では、基礎点と加算点の合計値を入札額で除した値の多寡での競争となるが、今回は1者応募であることから、入札額が予定価格を下回り、必須項目が満たされれば基礎点が付与され落札となる。加算点が最終結果に影響することはないが、PFI法による民間事業者の選定における客観

的な評価として、付与した加算点と評価の講評を公表することとなる。なお、加算点の多寡による契約金額への影響は発生しない。

### (3) 維持管理・運営

- 委員 不特定多数が訪れる庁舎としては、部屋でセキュリティがかけられているとしても、各階へ立ち入りができることは問題ではないか。
- 事務局 セキュリティが必要な官署はカードキーなどで対応をしており、要求水準としては問題ない。

### (4) 民間収益事業

- 委員 コンビニエンスストアで酒・たばこを販売する提案について、夜間の路上飲酒・喫煙などによる周辺環境や治安が悪化する懸念があると考える。
- 委員 観光地としての地域の特性上、コンビニエンスストアの設置により街へにぎわいが創出されるという提案は安易であり、加算点としては評価できないのではないか。
- 委員 コンビニエンスストアが設置される提案であっても、要求水準には当該提案内容は示されていないことから、要求水準を超える提案として一定の評価をすることが必要と認識している。加算点をつけるうえでの比較対象は要求水準であり、要求水準を超えた提案に加算するという認識で採点いただき、修正があれば次回までに事務局へ連絡していただきたい。

### 4：今後のスケジュール

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業手続きスケジュール（案）を説明。

### 5：その他

特になし。

以上

## 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 有識者等委員会（第5回）議事概要

日 時 平成30年11月26日（月） 9時30分～11時30分

場 所 東雲合同庁舎 5階 共用会議室

### 議事

1. 確認事項への回答について
2. 応募グループへのヒアリング
3. 前回の議事概要について
4. 加算点項目の評価について
5. 審査結果の講評について
6. 今後のスケジュール
7. その他

### 議事要旨

#### 1：確認事項への回答について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 確認事項への回答・その2、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 確認事項への回答・その3、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 必須項目チェックリスト（案）及び横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 加算点項目評価表（案）を説明。
- 事務局 応募グループへの要望について、入札前に提案内容の変更を示唆する要望を提示することは不適切であるが、選定後の講評で要望を記載することは問題ないことを弁護士へ確認した。

#### 2：応募グループへのヒアリング

（当日は応募グループへのヒアリングを実施したが、応募グループ固有のノウハウが多く含まれるため、非公表とする。）

#### 3：前回議事概要の確認について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業の有識者等委員会（第4回）議事概要（案）を説明。

#### 4：加算点項目の評価について

##### （1）経営管理

- 委員 ヒアリングでの確認を踏まえ、A-1「事業の実施体制」及びA-3「事業者の経営等：事業収支計画」の加算点をⅣからⅢへ変更したい。
- 委員 A-1～A-3について特段意見がなければ、平均値をもって合議結果としたい。
- 委員 異議なし。

## (2) 施設整備

- 委員 本委員会における加算点の入札結果への影響について、再度確認したい。
- 事務局 総合評価落札方式の場合、基礎点と本委員会で定めた加算点の合計を入札額で除して評価値を算定し、その多寡により落札者が定まる。今回は1者応募のため、評価値の多寡は入札結果には影響しないものの、民間事業者の選定における客観的評価として、講評の公表時にあわせて加算点等も公表することとなる。
- 委員 加算点評価をVとした場合、事業提案として本当に加算に値する内容がなかったのか問われる可能性があることについては留意されたい。
- 委員 プログラムが厳しい条件の中で検討したという事だったので、少し配慮が必要な気もするが、Vが要求水準を満たす最低限の基準ということであれば、致し方ない。
- 委員 B-1～B-5 について特段意見がなければ、平均値をもって合議結果としたい。
- 委員 異議なし。

## (3) 維持管理・運営

- 委員 C-1～C-6 について特段意見がなければ、平均値をもって合議結果としたい。
- 委員 異議なし。

## (4) 民間収益事業

- 委員 D-1 について特段意見がなければ、平均値をもって合議結果としたい。
- 委員 異議なし。
  
- 委員 審議の結果、加算点の合計は92.5点となった。

## 5：審査結果の講評について

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 審査講評について(案)を説明。

## 6：今後のスケジュール

- 事務局 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 手続きスケジュール（案）を説明。
- 事務局 審査講評の公表時期については、当初は事業契約決定後を想定していたが、設計業務への反映を踏まえてより早い時期に公表することも想定している。

- 委員 「6 審査講評、(2) 個別講評」について、施設整備では加算点評価の項目よりも記載事項が少ない。評価項目を統合して記載することは構わないが、加算点評価の項目との対応については整理されたい。
- 事務局 委員の意見をもとに作成しており、類似の内容は統合している。確認事項への回答・その3や本日の審議結果については今後反映する予定である。
- 委員 総評であるため、必ずしも個別の加算点評価の項目に一対一で対応している必要はないと考えられる。ある提案内容について、どのように評価したという書き方ではいかがか。「～期待される。」、「～評価できる。」等の表現は各委員に確認いただきたい。
- 委員 事業者には今後、1階駐車場部分が水際線プロムナードに沿って壁になってしまうことへの配慮を期待したい。
- 委員 省エネルギーへの対策については多様な提案がなされているが、加算点は低く、講評でもあまり良い評価ではない。配慮が必要ではないか。
- 事務局 「多様な提案がなされているものの、内容としては特筆すべきものではなく、積極的とまでは言えない。」との表現は、過去の事例でも同様の表現はあるが、検討する。
- 委員 今回は、要求水準を満たす提案を作成することが難しかったと認識している。審査講評の前段にその旨の記載を残しておいた方が良いので、構成を検討されたい。また、個別講評の位置づけがわかりにくいので、表現を検討されたい。
- 委員 加算点としては低いですが、入札手続きとして適正に審査を実施したことを示すために、個別講評の冒頭に「要求水準は十分に満たしていることを確認したうえで、加算点評価を行った。個別講評は加算点に対する考え方を述べている。」という趣旨の文章の記載を検討されたい。
- 事務局 承知した。

7：その他  
特になし。

以上